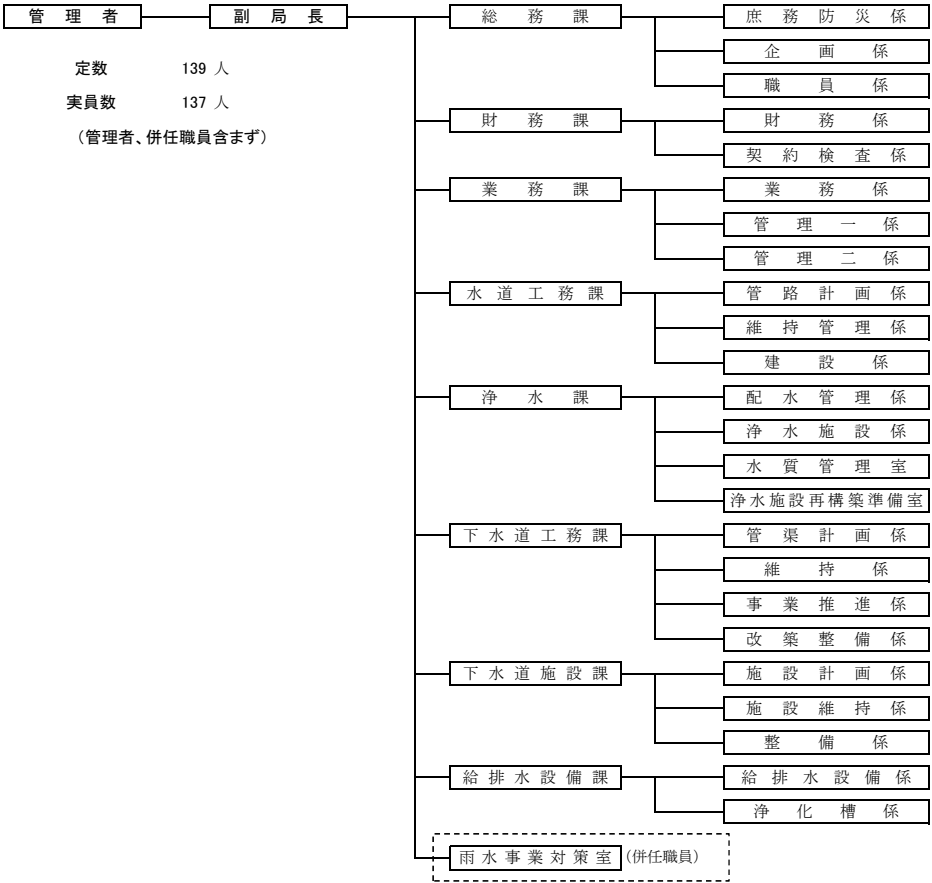


第1章. 組織

1 機 構

(令和7年4月1日現在)



2 職 員 配 置 表

職名 課・係名	副局長	副理事	課長 参事	副課長 主 幹	係長 室 主 査	主 任	主 事 技 師	再任用	計
上下水道局	1	1							2
総務課			1(1)	2					3(1)
庶務防災係					(1)	2			2(1)
企画係					2(1)	1			3(1)
職員係					(1)	2			2(1)
財務課			2	2(1)					4(1)
財務係					3(1)	2	1		6(1)
契約検査係					2(1)				2(1)
業務課			1	7					8
業務係					1(1)	1			2(1)
管理一係					(1)		1		1(1)
管理二係					5			1	6
水道工務課			1	7					8
管路計画係					1(1)	1			2(1)
維持管理係					(1)		2	2	4(1)
建設係					1(1)	2	1	1	5(1)
浄水課			2	9					11
配水管理係					1(1)			【短2】	1(1)【短2】
浄水施設係					3	1	3	2	9
水質管理室					2(1)	1	1	【短1】	4(1)【短1】
浄水施設再構築準備室					2(1)				2(1)
下水道工務課			1	4					5
管渠計画係					2(1)			1	3(1)
維持係					1(1)	1	2		4(1)
事業推進係					2(1)			1	3(1)
改築整備係					(1)	2		1	3(1)
下水道施設課			1	5					6
施設計画係					2(1)				2(1)
施設維持係					2(1)		3	1【短1】	6(1)【短1】
整備係					(1)	3			3(1)
給排水設備課			1	5					6
給排水設備係					3(1)	1		1【短2】	5(1)【短2】
浄化槽係					2(1)	2			4(1)
計	1	1	10(1)	41(1)	37(22)	22	14	11【短6】	137(24)【短6】

※1 ()は兼務

※2 【短】は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(定数に含まない。)

(令和7年4月1日現在)

3 年齢別職員構成

年 齢		20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上	計	平均年齢
課 名												
事 務	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	56.0
	総務課	0	0	0	2	4	0	2	2	0	10	40.6
	財務課	0	0	1	2	1	1	2	1	1	9	41.9
	業務課	0	0	0	1	2	1	2	3	8	17	50.7
	水道工務課	0	0	1	1	0	1	1	0	3	7	46.4
	浄水課	0	0	0	0	0	0	1	3	2【短2】	6【短2】	53.7
	下水道工務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	下水道施設課	0	0	0	0	0	1	1	1	0【短1】	3【短1】	47.0
	給排水設備課	0	0	0	3	0	0	1	4	3【短1】	11【短1】	47.8
	計	0	0	2	9	7	4	10	14	18【短4】	64【短4】	47.1
技 術	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	59.0
	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	財務課	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	54.3
	業務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	水道工務課	0	0	2	1	1	0	1	2	5	12	47.3
	浄水課	0	1	1	3	3	1	1	4	7【短1】	21【短1】	45.9
	下水道工務課	0	0	0	3	4	2	3	1	5	18	45.6
	下水道施設課	0	0	2	3	2	0	0	2	5	14	43.9
	給排水設備課	0	0	0	0	1	1	1	0	1【短1】	4【短1】	45.0
	計	0	1	5	10	11	4	6	11	25【短2】	73【短2】	46.2
計		0	1	7	19	18	8	16	25	43【短6】	137【短6】	46.6
比 率 (%)		0.0	0.7	5.1	13.9	13.1	5.8	11.7	18.2	31.5	100.0	

※ 【短】は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(定数に含まない。)

4 勤続年数別職員構成

年 数		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計	平均勤続 年数
課 名												
事 務	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	32.0
	総務課	0	0	0	1	5	0	3	0	1	10	16.1
	財務課	0	1	0	2	2	0	1	1	2	9	17.7
	業務課	0	1	0	1	2	1	1	4	7	17	25.2
	水道工務課	0	1	1	0	1	0	1	1	2	7	19.6
	浄水課	0【短1】	0【短1】	0	0	0	0	1	1	4	6【短2】	30.2
	下水道工務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	下水道施設課	0	0	0【短1】	0	0	1	0	1	1	3【短1】	25.7
	給排水設備課	0	0	1【短1】	3	0	0	0	3	4	11【短1】	21.9
	計	0【短1】	3【短1】	2【短2】	7	10	2	7	11	22	64【短4】	22.1
技 術	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	40.0
	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	財務課	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	26.3
	業務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	水道工務課	0	3	1	1	1	0	0	1	5	12	18.3
	浄水課	0	4	3【短1】	3	2	0	0	2	7	21【短1】	16.6
	下水道工務課	2	0	2	3	4	2	1	0	4	18	14.2
	下水道施設課	1	2	2	2	2	0	0	1	4	14	15.6
	給排水設備課	0	0【短1】	0	2	1	0	0	0	1	4【短1】	14.5
	計	3	9【短1】	8【短3】	11	11	2	1	4	24	73【短2】	16.7
計		3【短1】	12【短2】	10【短3】	18	21	4	8	15	46	137【短6】	19.2
比 率 (%)		2.2	8.8	7.3	13.1	15.3	2.9	5.8	10.9	33.7	100.0	

※ 【短】は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(定数に含まない。)

5 歴代事業管理者

	職 名	任命年月日	退任年月日	氏 名
【参考】旧佐賀市	水 道 課 長	昭和23年1月1日	昭和31年3月31日	小林 芳之助
	水 道 部 長	昭和31年4月1日	昭和34年8月31日	小林 芳之助
	助 役 兼 水 道 部 長	昭和34年9月1日	昭和34年9月30日	橋本 与一
	水 道 部 長	昭和34年10月1日	昭和38年4月30日	堤 健太
	水 道 部 長	昭和38年5月1日	昭和40年5月30日	山口 虎雄
	水 道 部 長	昭和40年6月1日	昭和42年3月31日	重永 武夫
	水 道 ・ ガ ス 局 長	昭和42年4月1日	昭和48年3月31日	吉野 一紀
	水 道 局 長	昭和48年4月1日	昭和50年10月31日	吉野 一紀
	職 務 代 理 者	昭和50年11月1日	昭和51年8月11日	田村 政雄
	水 道 局 長	昭和51年8月12日	昭和56年1月17日	川副 隆正
	水 道 局 長	昭和56年1月18日	昭和57年9月30日	今泉 松次
	職 務 代 理 者	昭和57年10月1日	昭和57年10月31日	仁位 次治
	水 道 局 長	昭和57年11月1日	平成元年10月31日	堤 堅治
	水 道 局 長	平成元年11月1日	平成9年10月31日	内堀 彌太郎
	水 道 局 長	平成9年11月1日	平成11年5月23日	久米 康夫
	水 道 局 長	平成11年5月24日	平成15年5月23日	秀島 敏行
	水 道 局 長	平成15年5月24日	平成17年9月30日	福田 忠利
佐賀市	水 道 局 長	平成17年10月1日	平成17年12月31日	福田 忠利
	水 道 局 長	平成18年1月1日	平成24年3月31日	金丸 正之
	上 下 水 道 局 長	平成24年4月1日	平成28年3月31日	金丸 正之
	上 下 水 道 局 長	平成28年4月1日	令和5年3月31日	田中 泰治
	上 下 水 道 局 長	令和5年4月1日	令和6年7月19日	姉川 久
	職 務 代 理 者	令和6年7月20日	令和6年12月15日	中島 俊浩
	上 下 水 道 局 長	令和6年12月16日	現 在	姉川 久

6 事務分掌

総務課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び文書の管理に関すること。
- (3) 条例、規程及び通達に関すること。
- (4) 議会に関すること。
- (5) 審査請求に係る事務に関すること。
- (6) 訴訟に関すること。
- (7) 防災及び災害対策に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (8) 公有財産（備品を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 公用車の運用管理に関すること。
- (10) 庁舎の管理に関すること。
- (11) 情報公開制度及び上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護制度の総括に関する
こと。
- (12) 日本水道協会及び下水道協会（排水設備工事責任技術者に係る試験及び更新講習に関す
る事務を除く。）に関すること。
- (13) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (14) 事業経営の企画調整、調査分析及び改善に関すること。
- (15) 事業計画及び統計に関すること。
- (16) 水道料金及び下水道使用料制度の総括に関すること。
- (17) 広報広聴に関すること。
- (18) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (19) 電子計算業務に係る総合的企画調整に関すること。
- (20) 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。
- (21) 職員の定数及び配置に関すること。
- (22) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (23) 報酬、費用弁償、旅費及び児童手当に関すること。
- (24) 職員の研修及び人材育成に関すること。
- (25) 職員の人事評価に関すること。
- (26) 職場の安全及び衛生に関すること。
- (27) 職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- (28) 苦情処理共同調整会議及び労働組合に関すること。
- (29) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

財務課

- (1) 局内の予算編成事務の総括、予算書の作成及び予算執行管理に関すること。
- (2) 局内の決算事務の総括並びに財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (3) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (4) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 他会計からの繰入金に関すること。
- (6) 水道料金及び下水道使用料の算定に関すること。
- (7) 収入及び支出諸表の審査に関すること。
- (8) 支出に係る出納事務に関すること。
- (9) 会計諸帳簿、会計伝票その他附属書類の整理及び保管に関すること。
- (10) 固定資産の評価及び償却並びに固定資産台帳の整理及び保管に関すること。
- (11) 公有財産（備品に限る。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 入札及び契約に関すること。
- (13) 指名登録に関すること。
- (14) 工事等の検査に関すること。
- (15) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

業務課

- (1) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料その他諸収入（以下「水道料金等」という。）の制度に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (2) 水道、工業用水道及び下水道の使用に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (3) 水道、工業用水道及び下水道の使用及び使用量の認定に関すること。
- (4) 水道料金等の調定、更正及び減免に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (5) 水道料金等の納入通知及び収納に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (6) 受益者負担金（分担金）に係る調査及び賦課徴収に関すること。
- (7) 給水の停止処分（水道料金の未納に係る場合に限る。）に関すること。
- (8) 水道料金等及び受益者負担金（分担金）の滞納整理に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (9) 下水道の供用開始に関すること。
- (10) 水道及び下水道の普及及び啓もうに関すること。
- (11) 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給等に関すること。
- (12) メーターに関すること。
- (13) 収入に係る出納事務に関すること。
- (14) 収納に係る金融機関との連絡調整に関すること。
- (15) 現金及び有価証券の保管に関すること。

(16) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

水道工務課

- (1) 配水管の整備計画の策定に関すること。
- (2) 配水管及び給水管（配水管から第一止水栓までの範囲に限る。）の維持管理に関すること。
- (3) 配水管工事の設計に関すること。
- (4) 配水管工事の施工管理並びに工事関係図面その他書類の作成及び保管に関すること。
- (5) 配水管工事に係る諸申請に関すること。
- (6) 配水管工事に係る用地の取得及び借上げに関すること。
- (7) 水道施設台帳（管路に係る水道施設に限る。）の運用、整備及び管理に関すること。
- (8) 所管の事務に係る国庫補助金及び県交付金の調整、申請及び請求に関すること。
- (9) 消火栓の新設、移設工事及び維持管理に関すること。
- (10) 貯蔵品に関すること。
- (11) 受託工事収益その他諸収入の調定及び収納に関すること。
- (12) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

浄水課

- (1) 取水、受水、浄水、送水及び配水の総合計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 水需要計画に関すること。
- (3) 水道事業等の認可及び届出に関すること。
- (4) 水資源の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 水道施設及び工業用水道施設（配水管に係るものを除く。以下「浄水場」という。）の管理運営及び維持管理に関すること。
- (6) 浄水場に係る設備全般の計画、設計及び施工に関すること。
- (7) 水源及び浄水場内の監視に関すること。
- (8) 水道施設台帳（管路を除く水道施設に限る。）の運用、整備及び管理に関すること。
- (9) 所管の事務に係る国庫補助金及び県交付金の調整、申請及び請求に関すること。
- (10) 水質試験に関すること。
- (11) 水質の管理に関すること。
- (12) 水安全計画に関すること。
- (13) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

下水道工務課

- (1) 下水道事業の計画及び認可に関すること。
- (2) 公共下水道施設及び農業集落排水処理施設（以下「下水道施設等」という。）の管渠の整備計画の策定に関すること。
- (3) 下水道施設等の管渠及びマンホールポンプの建設並びに下水道施設等の管渠の維持管理に関すること。
- (4) 下水道台帳の運用、整備及び管理に関すること。
- (5) 所管の事務に係る国庫補助金及び県交付金の調整、申請及び請求に関すること。
- (6) 区域外流入の許可に関すること。
- (7) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

下水道施設課

- (1) 下水道施設等（管渠を除く。）の整備計画の策定に関すること。
- (2) 下水道施設等（管渠を除く。）の管理運営及び維持管理に関すること。
- (3) 下水道施設等（管渠を除く。）の建設及び増改築事業に関すること。
- (4) 下水道施設等のマンホールポンプの維持管理に関すること。
- (5) 水処理計画に関すること。
- (6) 所管の事務に係る国庫補助金及び県交付金の調整、申請及び請求に関すること。
- (7) 下水汚泥の処理、処分及び利用促進に関すること。
- (8) バイオマス事業の計画及び運営に関すること。
- (9) バイオマス事業に係る施設等の建設及び維持管理に関すること。
- (10) バイオマス事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (11) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に関すること。

給排水設備課

- (1) 給水装置及び排水設備に関すること。
- (2) 加入金及び手数料その他諸収入の調定、収納、滞納整理に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く。
- (3) 給水管の寄附受納に関すること。
- (4) 開発に伴う配給水管及び排水設備の協議及び申請に関すること。
- (5) 専用水道に関すること。
- (6) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に関すること。
- (7) 給水の停止処分（水道料金の未納に係る場合を除く。）に関すること。
- (8) 指定給水装置工事業業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- (9) 排水設備工事責任技術者の登録に関すること。
- (10) 下水道協会（排水設備工事責任技術者に係る試験及び更新講習等に関する事務に限る。）

に關すること。

(11) 除害施設装置の指導に關すること。

(12) 特定事業場からの下水の排除に關すること。

(13) 水道、工業用水道及び下水道の不正使用の取締りに關すること。

(14) 市営浄化槽の建設及び維持管理に關すること。

(15) 市営浄化槽の設置及び歸属に係る申請に關すること。

(16) 所管の事務に係る国庫補助金及び県交付金の調整、申請及び請求に關すること。

(17) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に關すること。

雨水事業対策室

(1) 公共下水道雨水幹線事業に關すること。

(2) その他所管の庶務、財務、統計及び委託業務に關すること。